

## 鎌ヶ谷市公共交通事業者等特別支援金交付要綱

(令和4年7月20日 鎌ヶ谷市告示第87号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行並びに市民の日常的な生活の移動手段を確保するため、燃油の価格上昇等が公共交通事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等事業の維持・継続を図るため公共交通事業者に対し、予算の範囲内において、鎌ヶ谷市公共交通事業者等特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者をいう。

(2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業を除く。）を行う事業者をいう。

(対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「支援金対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市のコミュニティバスの路線を有するバス事業者（以下「コミュニティバス事業者」という。）

(2) 本市内に営業所を置くバス事業者（以下「バス事業者」という。）

(3) 本市内に営業所を置くタクシー事業者又は本市内に住所を置く個人タクシー事業者（以下「タクシー事業者」という。）

(支援金の交付の条件)

第4条 支援金の交付の条件は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施している支援金対象事業者であって、支援金の交付後、引き続き事業を継続する意思を有するものであることとする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) コミュニティバス事業者 保有する本市のコミュニティバスの車両（予備の車両を除く。）の台数に21万円を乗じて得た額

(2) バス事業者 保有する路線バスの車両（予備の車両及び高速バスの車両を除く。）の台数に9万6千円を乗じて得た額

(3) タクシー事業者 令和4年3月31日時点で一般乗用旅客自動車運送事業に使用する目的で車両登録している自動車の台数に4万8千円を乗じて得た額

2 前項に規定する支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の交付の申請等)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年1月31日までに鎌ケ谷市公共交通事業者等特別支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。

- (1) 事業の許可を受けたことを証する書類の写し
  - (2) 営業所又は住所の所在地が確認できる書類の写し
  - (3) 事業の用に供する車両の車種及び台数が確認できる書類の写し
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （支援金の交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請等を受けたときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、鎌ケ谷市公共交通事業者等特別支援金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、支援金の交付の決定を受けた事業者（以下「支援金交付事業者」という。）に支援金を交付するものとする。

（支援金の交付の決定の取消し等）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた事業者があったときは、支援金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又はすでに交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、鎌ケ谷市公共交通事業者等特別支援金交付決定取消通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（支援金の使途等の報告等）

第10条 支援金交付事業者は、鎌ケ谷市公共交通事業者等特別支援事業実績報告書（別記第4号様式）に事業の内容及び金額が確認できる書類の写しを添えて、令和5年3月31日までに交付を受けた支援金の使途等を市長に報告しなければならない。

2 支援金交付事業者は、当該支援金の収入及び支出に関する帳簿並びに関係書類に関し、本市からの閲覧の求めに応じられるよう当該支援金の交付の日の属する年度の末日から5年間保管しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効等）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に支援金の交付を受けた事業者に対する第9条及び第10条第2項の規定は、同日後も、なおその効力を有する。